

阿南工業高等専門学校寄附講座運営委員会規則

(平成23年11月16日)

(規則第7号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校に阿南工業高等専門学校寄附講座運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、寄附講座の目的達成のため、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 寄附講座の活動内容・活動計画に関する事項
- (2) 寄附講座評価委員会の評価結果に関する事項
- (3) 寄附講座の予算に関する事項
- (4) その他寄附講座の運営に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長
- (2) 地域連携・テクノセンター長
- (3) 地域連携・テクノセンター副センター長
- (4) 地域連携・テクノセンター教育研究部門長
- (5) 事務部長
- (6) 総務課長

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、地域連携・テクノセンター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、地域連携・テクノセンター副センター長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(審議結果)

第6条 委員長は、委員会の審議結果を速やかに校長に報告し、校長の承認を得るものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年11月16日から施行する。